

■【トピックス】

公平な税制とは？



4月からいよいよ消費税が5%から8%へ3%増税されます。3月までは駆け込み需要が続くでしょうが、4月以降は急激に消費も冷え込む可能性が大きいですね。各自の対策だけでは対処しきれないぐらいの影響がでそうです。

その一方、法人税は復興特別税の前倒し廃止など軽減の方向へ動いています。法人の軽減された税負担が賃金の上乗せにつながるというのですが、どうなることでしょうか？

■【ビジネス・アイ】

飲食交際費！

社長 「平成 26 年度の税制改正で、大企業は飲食費の50%が経費になるって聞いたけど、これってどういう意味なの？」

花野 「中小企業では、交際費は8百万円まで税法上の経費(損金)になりますが、資本金等が1億円以上の大企業では交際費は一切損金になりませんでした。しかし、今回の改正で交際費等のうち飲食費については、その支出の50%までは損金に算入されることになりました」

社長 「そうなんだ。そうすると大企業の接待が増えて飲食店が潤うかもしれないということなんだね」

花野 「そういう効果を狙ったようですね。でも潤うのは社用族ご用達の一部の高級店だけかもしれませんね」

社長 「そうかもしれないね。我々中小企業には関係なさそうだね」

花野 「そうともいえないんですよ。中小企業では、年8百万円の非課税と、飲食費の50%非課税を選択することができるんですよ」

社長 「ということは、うちは違うけど年間2千万円の飲食費を支出している会社だと、2千万円の50%の1千万円の方が、8百万円よりお得ということもあり得るんだね」

花野 「そうなんです。だから会社によってはどちらが有利かよく考える必要があるんですよ」

社長 「うちの会社も選択に迷うくらい交際費を使える会社に早くなれるといいんだね」

■【今月のキーワード】

交際費等

税法上の交際費課税の対象となる「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用をいいます。

そもそも交際費等は営業活動に不可欠なものですから損金とすべきものです。しかし、過度の接待に対する社会的モラルの問題、冗費を抑制して企業の内部留保の充実と体質強化を図る観点から長らく損金不算入とされてきました。

■【今月の1冊】

『成功は“ランダム”にやってくる！』

フランシス・ヨハンソン 著

阪急コミュニケーションズ ¥1700

どうしたら成功するかという本は、世間で数多く出版されています。しかし、本のおり実行しても再現性はほとんどないのが実情です。

なぜなら、多くの成功が偶然に依存しているからです。この本では多くの事例を示して成功がどれだけ偶然の出来事に依存しているか示しています。また、偶然を起こし成功に結び付ける具体的な提案をしています。



■【編集後記】

4月からの消費税の増税に備えて請求書作成ソフトを、新しい税率に対応するものにアップグレードしました。10%に上がる時にも再度アップグレードが必要になります。ソフト屋さんには特需ですね。

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 82 (毎月1日発行)

●定価：2,400 円/年 ●発行日：2014.1.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦丸ビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>